

安倍晋三先生直系、自民党真正保守派



コンテンツへ移動

### TPP について(平成の売国)

投稿日: 2011年5月11日

私は TPP について国家主権の放棄であり、平成の「開国」どころか平成の「売国」だと考えている。政治家の中にもいろんな考えや判断があるけれど、TPP 問題は日本を守る断固とした決意のある「保守政治家」か否かのリトマス試験紙みたいなものだ。

### TPP について私は断固反対である。

投稿日: 2011年11月13日

現職代議士ではないから、新聞等に私のコメントは出ない。だから支持者から「あんたは賛成派か反対派か？」と聞かれることが多い。私は断固反対派である。理由は以前、ブログに書いた通りである。

TPP について今日、講師の山本氏が言っていたのだが、今の価値の基準は損得しかない。産業＝金儲け。しかし食べ物の豊かさ＝心の豊かさにつながる。

英国と比べたら国の規模としてちょうど良いと思うが、英国でさえ食料自給率は約70%である。「食料は外国から買えばよい」と言うが、食料自給率が10%台の国って私はおかしいと思う。国民の食べ物のわずが一割程度しか自給できない国でよいのか？

TPP 推進派はいろんな理屈をつけてくる。(理屈など何とでもつけられるのだ。)

推進派には、産業界や学者や評論家など、「土から遠い生活」をしている人が多い。平成5年は冷夏、6年は早魃と二年続けて凶作の年が過去にあった。それまで「外国のお米は安いつて言うじゃないの・・・」と言っていた消費者が、血眼になって日本のお米を買い求めた。

我が家では、家族と親戚くらいは食べていけるだけの米を作っているが、「全国の代議士から米を分けてくれ！」と泣きつかれたのを覚えている。

どんな時代が来ても、最後に必要なのは水と食料である。

私も日本の農産物の素晴らしさや果物が非常に高い評価を受けていることは知っている。しかし今回の TPP 交渉への参加表明はあまりに唐突であり、国民的理解を得ていない。やると言った事はやらず、やらないと言った増税や TPP をやるのなら、国民に信を問うべきであろう。

### TPP について( 損得だけの問題ではなく。)

投稿日: 2012年11月21日

今朝の辻立ちは、石橋の交差点で実施。風で髪が乱れていますが気にしないで下さい。民主党内が TPP をめぐる公認問題で揺れています。鳩山元総理はそれにカッコつけた敵前逃亡でしょう。

私はぶれずに主張します。TPP は平成の売国！

農業問題は生産者だけでなく消費者の食の安全と安定供給の問題。

既に世界で食料と水に係わる争奪戦が始まっている。食料の9割を外国に依存するなど異常である。(他にも医療、金融、保険、サービス、移民の問題等言いたいことは有りますが...)

私が根本的に反対する理由は、日本神話にあります。「斎庭の稲穂の神勅」には高天原の清浄な稲穂を授かって日本国が始まったこと。また日本は「豊葦原の千五百秋の瑞穂の国」と称せられ、みずみずしい稲穂がいつまでも豊かに実る国と記されています。

それぞれの民族がそれぞれの神話を持っていますが、私たちの祖先が稲作を大切に神聖に考えてきたあらわれでありましょう。

日本の歴史、伝統を尊ぶ立場から、「損得」だけの問題ではなく、稲作を崩壊させる TPP に私は反対です。



平成28年4月7日(木)  
福島 伸享(民進)  
TPP特別委員会

資料1

出典:高鳥修一公式ブログ  
(2011年5月11日投稿、  
2011年11月13日投稿、  
2012年11月21日投稿)

ハワイ閣僚会合後：  
「TPPハワイ閣僚会合結果報告」  
平成27年8月3日

[Redacted text block]

[Redacted text block]

Dear

As depository for the Trans-Pacific Partnership Agreement, we have been asked to advise participants of important points regarding the handling of the documents we exchange during these negotiations and seek confirmation that you agree with this approach.

- First, all participants agree that the <sup>①</sup>negotiating texts, <sup>②</sup>proposals of each Government, accompanying explanatory material, <sup>③</sup>emails related to the substance of the negotiations, and <sup>④</sup>other information exchanged in the context of the negotiations, is provided and will be held in confidence, unless each participant involved in a communication subsequently agrees to its release. This means that the documents may be provided only to (1) government officials or (2) persons outside government who participate in that government's domestic consultation process and who have a need to review or be advised of the information in these documents. Anyone given access to the documents will be alerted that they cannot share the documents with people not authorized to see them. All participants plan to hold these documents in confidence for four years after entry into force of the Trans Pacific Partnership Agreement, or if no agreement enters into force, for four years after the last round of negotiations.
- Second, while the negotiating documents are confidential, each participant may mail, e-mail, fax, or discuss these documents over unsecured lines with the groups of people mentioned above (i.e., government officials and persons who participate in the domestic consultation process). The participants may also store these documents in a locked file cabinet or within a secured building; that is, the documents do not need to be stored in safes. Each participant can also create and store these documents on unclassified computer systems.
- Lastly, the participants will mark the documents they create in a manner that makes clear that the documents will be held in confidence.

The policy underlying this approach is to maintain the confidentiality of documents, while at the same time allowing the participants to develop their negotiating positions and communicate internally and with each other. We look forward to your confirmation that you agree with this approach.

Yours sincerely

Mark Sinclair  
TPP Lead Negotiator, New Zealand

平成28年4月7日(木)
福島 伸享(民進)
TPP特別委員会
資料2
出典:内閣官房(ニュー ジーランド政府ホームペー ジより)

# 183 回国会 4 月 19 日 農林水産委員会 委員会決議(抜粋)

## 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する件

一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。

平成28年4月7日(木)

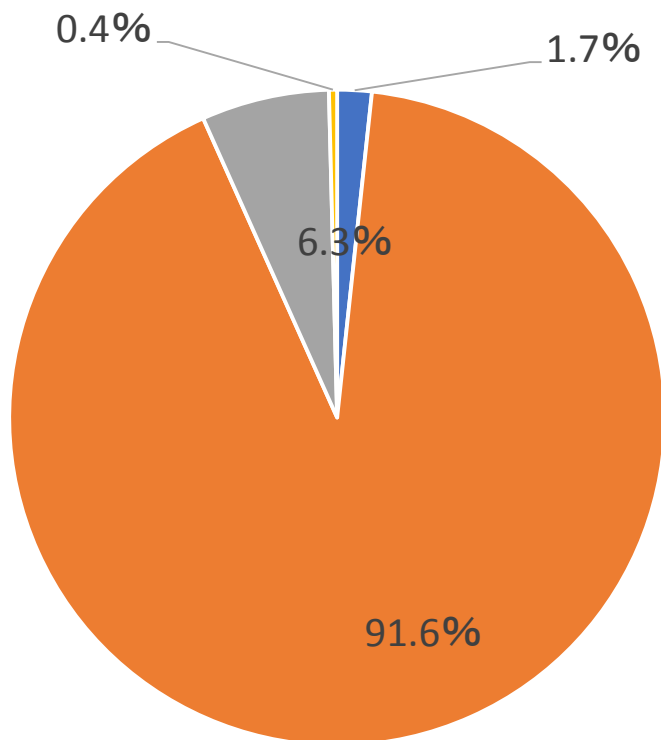
福島 伸享(民進)

TPP特別委員会

資料3

出典:183回国会4月19日  
農林水産委員会 委員会  
決議をもとに福島事務所作  
成

問 TPP交渉の大筋合意で政府は、重要品目の再生産を確保する国会決議を守ったと説明しています。どう思いますか。



- ① 国会決議はぎりぎり守れた 1.7%
- ② 国会決議は守られていない 91.6%
- ③ どちらとも言えない 6.3%
- ④ 空白 0.4%

# 読売新聞

2014年(平成26年)

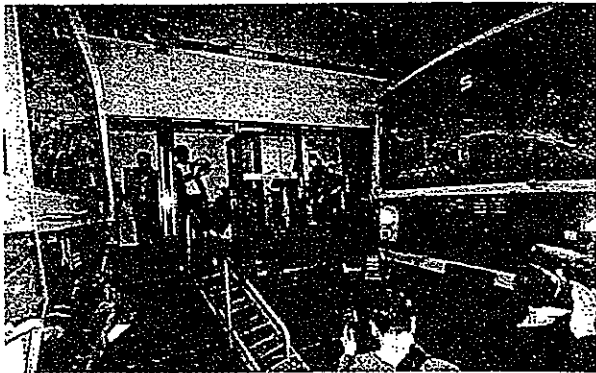
5月3日 土曜日

第4567号



- ▲岸ノーヒットノーラン19
- 親露派排除 作戦着手 2
- アフガンで地滑り 6
- 卓球男子メダル確定 18
- ストーカー男を逮捕 31

- 政治 4
- 経済 8 9
- 社会 10
- スポーツ 18 19 21
- 国際 6
- 家計 14
- 家庭 15
- 教育 17
- 18 19 21
- 高況 寺・河根 24 25



4月23日のオバマ米大統領(左)と菅首相(右)の会談の様子。菅首相は「TPP交渉の進展を歓迎する」と述べた。

## 日米TPP

### 実質合意 全容判明

日米両国がTPP交渉で実質合意したことが判明した。菅首相は23日、オバマ大統領と会談した。菅首相は「TPP交渉の進展を歓迎する」と述べた。オバマ大統領は「TPP交渉の進展を歓迎する」と述べた。

# 豚肉関税大幅下げ「50円」

## 差額維持 牛肉は「9%」

TPPに関する日米両国のポイント

- ▶豚肉の差額関税は維持、安い豚肉は40%引き、田の関税は15%引き、50円引き
- ▶牛肉の関税は38.5%を10%引き、9%に引き下げ
- ▶乳製品は米国産乳製品を輸入関税に引き下げる特別枠を確保
- ▶「コム」(麦)「自給作物」の関税は原則維持
- ▶米国が日本にかけている関税2.5%はTPP交渉で設定される最も高い関税で撤廃

差額関税制度 輸入豚肉の流通を抑制し、国内の豚肉生産を保護するため、豚肉の輸入が自由化された1971年に導入された。輸入豚肉が国内価格などを参考に決めた「基準価格」を下回ると、差額分を関税として徴収する。基準価格より高い場合は、関税分の場合で一律4.3%を課税している。

日米両国がTPP交渉で実質合意したことが判明した。菅首相は23日、オバマ大統領と会談した。菅首相は「TPP交渉の進展を歓迎する」と述べた。オバマ大統領は「TPP交渉の進展を歓迎する」と述べた。

米国の豚肉は日本に輸出される自動車の用金法は関税を「50円」(1kgあたり)に引き下げる。豚肉の輸入関税は「50円」に引き下げられる。牛肉の関税は「9%」に引き下げられる。

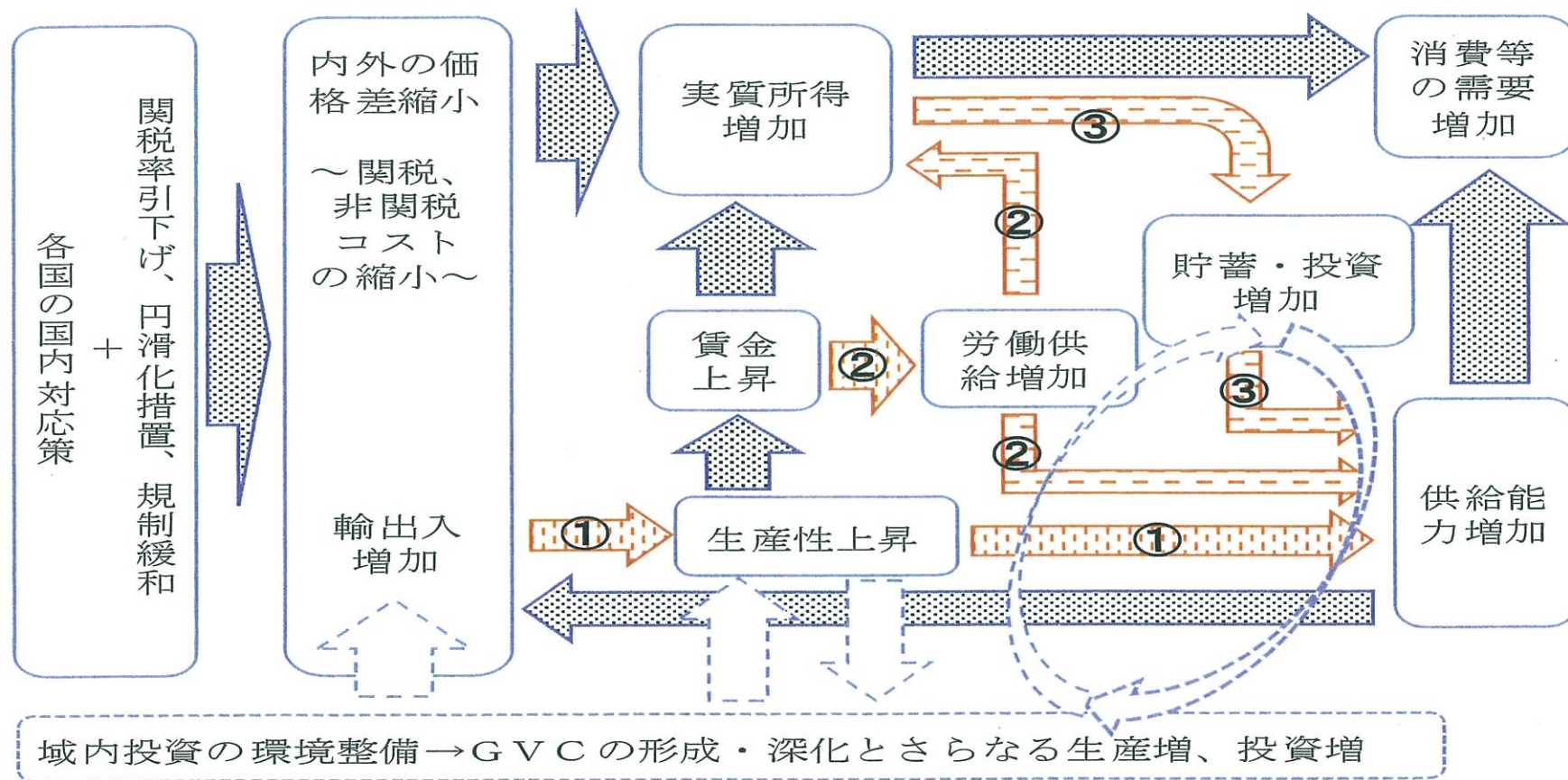
6月10日(土)午後4時  
6月11日(日)午後4時  
6月12日(月)午後4時  
6月13日(火)午後4時  
6月14日(水)午後4時  
6月15日(木)午後4時  
6月16日(金)午後4時  
6月17日(土)午後4時  
6月18日(日)午後4時

## 2. 想定する成長メカニズム

- TPPによって生じる二つの外生的変化が、経済を動かして成長する姿を描く。
- 二つの外生的変化は (1) 関税率引下げ、(2) 貿易円滑化・非関税障壁削減。
- 経済を動かす内生的な成長メカニズムは、① 輸出入拡大→貿易開放度上昇→生産性上昇、② 生産性上昇→実質賃金率上昇→労働供給増、③ 実質所得増→貯蓄・投資増→資本ストック増→生産力拡大、の三つ。

(上記赤字部分が、2013年政府統一試算では考慮していなかったもの。)

GDP増加のメカニズムと導入されているダイナミックなメカニズム

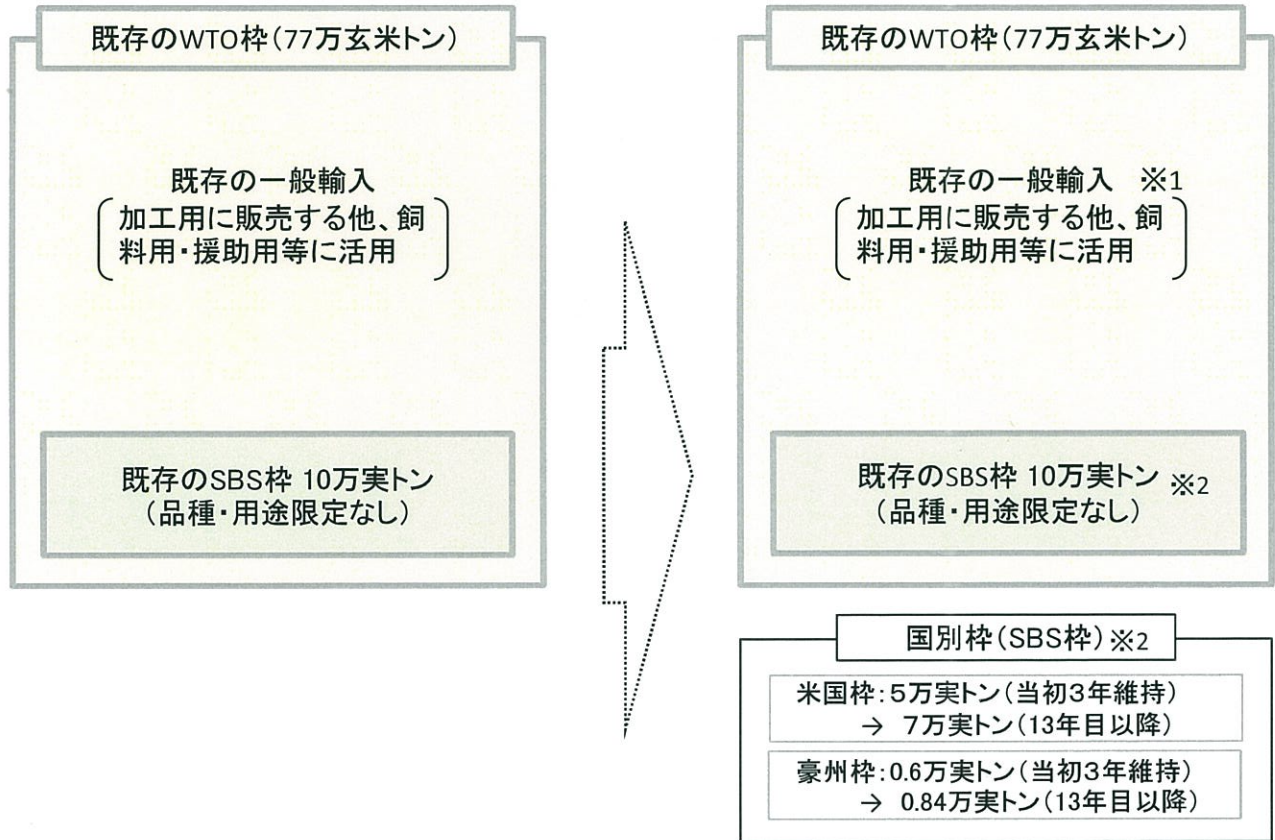


# 米

## 米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貨品目を対象として一体的に運用。)

※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万実トン)へ変更する予定。

※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

## 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

■ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減。(合計13品目)

- ・米粉調製品(加糖): 23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約1万6千トン(2011~13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖): 16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量: 約4千トン(2011~13年平均)]
- ・その他11品目 : ▲5%の即時削減

■ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)

- ・穀物加工品(粟粥等): 21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約130トン(2011~13年平均)]
- ・その他15品目: 0~11年目で関税撤廃